



# カード型の精神障害者保健福祉手帳の交付を開始します

令和4年2月14日(月)から、カード型の精神障害者保健福祉手帳を選択できるようになりました。それぞれの特徴をご確認いただき、カード型を希望される方は、裏面に記載した申請方法を参考に、申請してください。

なお、紙型の手帳をご希望される方は、引き続き、現在お持ちの紙型の手帳をご利用可能です。

## ◆カード型の手帳の特徴

- ・サイズが小さくなり(縦5.4cm×横8.5cm)、携帯しやすくなります。
- ・プラスチック製で、耐久性に優れています。
- ・表面に記載されたQRコードを読み込むことにより、更新手続き及び各種サービスを案内する市のホームページにアクセスすることができます。

手帳番号 123456

**障害者手帳**



フリガナ センダイ タロウ

氏名 仙台 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

障害等級 〇 級



ご案内

交付日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

更新のご案内はお出ししておりませんので、更新を希望される場合は、有効期限内に更新の手続きを行ってください。なお、更新の申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

住所変更等記載欄 (住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の手続きを行ってください。)

---

---


---

---

---

## ◆紙型の手帳の特徴

- ・「精神障害者保健福祉手帳のご案内」を同封した専用のカバーを交付します。
- ・住所等変更の記載欄に余裕があります。

<div style="text-align: center;">  </div> <p>フリガナ センダイ タロウ</p> <p>氏名 仙台 太郎</p> <p>住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1</p> <p>生年月日 昭和〇〇年〇月〇日</p> <p>障害等級 〇 級</p> <p>手帳番号 123456</p>	<p>交付日 令和〇〇年〇月〇日</p> <p>有効期限 令和〇〇年〇月〇日</p> <p>有効期限</p> <p>有効期限</p> <p>有効期限</p> <p>有効期限</p> <p>有効期限</p>	<p>備考</p>
	<p>仙台市 印</p>	
	<p style="font-size: small;">更新のご案内はお出ししておりませんので、更新を希望される場合は、有効期限内に更新の手続きを行ってください。更新手続きは有効期限の3か月前から可能です。</p>	
	<p style="font-size: small;">〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕</p>	

## カード型を希望する場合の申請方法

### 新たに手帳の交付を申請する方

仙台市が交付した手帳をお持ちの方  
(申請日時点で、有効期限が3か月未満の方)

等級変更を  
希望する方

【必要書類(①と②～④のうちいずれか)】

- ① 精神障害者保健福祉手帳申請書(申請区分:新規、更新または等級変更)
- ② 初診日より6か月以上経過した時点の医師の診断書(作成日から3か月以内のもの)
- ③ 精神障害を支給事由として、現に受給している障害年金証書等 ※同意(確認)書必要
- ④ 精神障害を支給事由として、現に受給している特別障害給付金受給資格者証等 ※同意(確認)書必要

### 仙台市が交付した手帳をお持ちの方(申請日時点で、有効期限が3か月以上ある方)

【必要書類】

- ① 精神障害者保健福祉手帳申請書(申請区分:再交付)
- ② 写真 2枚(縦4cm×横3cm)※裏面に氏名をご記入ください
- ③ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳

### 他自治体の手帳をお持ちで仙台市に転入された方

【必要書類】

- ① 精神障害者保健福祉手帳申請書(申請区分:市外転入)
- ② 前自治体で交付された有効期限内の精神障害者保健福祉手帳



「精神障害者保健福祉手帳」ページ  
(仙台市ホームページ)

- カード型での交付を希望される場合は、各申請書の希望様式欄にカード型を希望する旨記載願います。
- ホームページに申請書の様式を掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてご利用ください。  
なお、各区役所及び宮城総合支所の障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課の窓口にも備え付けております。
- 新たにカード型での交付を希望される場合は、改めて写真を提出いただく必要があります。
- 受付状況により、交付までにお時間をいただくことがあります。

## Q&A

- Q.カード型と紙型の両方を所持することは可能ですか。  
A.いずれか1つのみ所持可能です。カード型の手帳を交付する際は、紙型の手帳を返納いただきます。
- Q.受けられるサービスに違いはありますか。  
A.受けられるサービスに違いはありませんので、好きな方をお選びください。

## お問合せ先

青葉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-225-7211 (代)
宮城野区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-291-2111 (代)
若林区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-282-1111 (代)
太白区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-247-1111 (代)
泉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-372-3111 (代)
宮城総合支所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-392-2111 (代)
秋保総合支所	保健福祉課	福祉係	TEL:022-399-2111 (代)

※秋保総合支所で手続きをされた方は、原則として、手帳の受取りは太白区役所となります。

精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)管理係 TEL:022-265-2192